

免許等照合書（別紙様式第4）の作成について

- 免許等照合書の作成に当たっては、保健所等の対面窓口で照合を受けることとしていますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により照合を受けることも可能となりました。
- 従前のとおり、保健所等の対面窓口での照合も行いますが、窓口ごとに受付可能な期間が異なるほか、事前連絡が必要な場合があります。
- 郵送先、対面窓口の場所、対面窓口の受付期間及び事前連絡の要否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧表を御確認ください。

厚生労働省ウェブサイト（免許等照合書の記入例も掲載しています。）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieiyoushi/about.html

（新型コロナウイルス感染症関連業務等により、担当者が不在の場合や窓口を移転している場合があります。事前連絡の要否「〇」の場合、必ず連絡するようにしてください。）

【郵送で免許等の照合を受ける場合の留意点】

提出期限： 令和2年11月16日（月）消印有効

（対面窓口での受付期間は、ウェブサイトの一覧表を御確認ください。）

提出先： 栄養士免許を取得した都道府県（住所地ではない）

提出物等： 裏面（送付状）の提出物チェックリスト参照

※ 免許等照合書作成に当たっての注意点については、受験要領P5～6を参照してください。

※ 照合済みの免許等照合書は、令和2年11月30日（月）までに発送します（到達日ではない）。

※ 提出先が誤っている場合や提出した書類等に不備がある場合は、提出書類一式を返送する場合があります。令和2年11月16日（月）までに、必要書類を再提出できない場合は、対面窓口（住所地又は勤務地）に栄養士免許証等の原本（写し不可）を持参し、照合を受けてください。

※ 照合済みの免許等照合書は、願書等その他の出願書類とともに令和2年12月7日（月）までに、管理栄養士国家試験運営本部事務所（受験要領P10参照）に提出してください。

願書等の提出先は、免許等照合書作成時の書類郵送先と異なりますので御注意ください。

※ 免許等照合書の書き方や添付書類等に関するお問い合わせは、各自治体の窓口ではなく、以下の問合せ先（管理栄養士国家試験運営本部事務所）へお願いします。

管理栄養士国家試験運営本部事務所

電話番号 03-6659-9687 （受付時間 平日 9:00～17:00）



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

栄養士免許等の照合について

標記について、第35回管理栄養士国家試験受験に必要となるため、栄養士名簿等と免許等照合書の内容を照合いただき、御返送くださいますようお願いいたします。

令和2年 月 日

() 御担当者様

※ 栄養士免許を取得した都道府県の担当部署を記載すること。

受験者氏名	
生年月日	
連絡先 (電話番号)	※ 日中、連絡のとれる電話番号(携帯電話、職場等)を記入すること。

【提出物チェックリスト(提出前に必ず確認し、チェックすること。)】

- 送付状(この用紙)
- 必要事項を記入した免許等照合書(別紙様式第4)
- 返信用のレターパックライト(宛先の住所・氏名を記入すること。)

以下、受験資格によって提出する書類が異なるので注意すること。

受験資格	栄養士免許証の写し	卒業証明書の写し	履修証明書の写し
<input type="checkbox"/> 栄養士養成施設を卒業 (専攻科履修・編入学無し)	<input type="checkbox"/> 免許証に記載された事項を免許等照合書に転記し、免許証の写しを同封すること。	<input type="checkbox"/> 卒業証明書に記載された事項を免許等照合書に転記し、証明書の原本を添付すること。 ※ 専攻科履修の場合は、修了証明書	(記入・添付不要)
<input type="checkbox"/> 栄養士養成施設卒業後、 専攻科履修あり			<input type="checkbox"/> 照合者が記入するので、受験者は記入しないこと。 <input type="checkbox"/> 履修証明書(成績証明書不可)を添付すること。
<input type="checkbox"/> 管理栄養士養成施設卒業 (管理栄養士養成課程未履修のまま卒業した者を含む)			
<input type="checkbox"/> 管理栄養士養成施設に 編入学等し、卒業見込		(記入・添付不要)	(記入・添付不要)

- ※ 栄養士免許の登録事項に変更が生じているが、名簿訂正手続をしていない場合は、名簿訂正・書換え交付手続を併せて行うこと。名簿訂正手続が間に合わない場合は、変更前の内容により照合を受け、出願時の添付書類として、戸籍謄本・抄本を添付すること。
- ※ 栄養士免許証と卒業証明書の氏名が違う場合は、戸籍謄本(抄本)により確認し照合するので、この依頼に同封して送付すること。栄養士免許と現在の氏名・本籍が同じ場合、出願時の戸籍謄本(抄本)の提出は不要である。